

宗教法人宝徳寺永代供養合葬墓規約

平成 29 年 9 月現在

1. 戒名を授与されていない方の納骨はできません。すでに他寺院より戒名が授与されている場合は、その限りではありません。但し、不適切な戒名または経緯によっては、付け直すこともあります。
戒名がない場合は臨済宗（禅宗）の戒名をお授けします。
2. 契約は、当寺規定の申込用紙に署名捺印し、別に定める永代供養料を添えて申し込み下さい。
3. 事情により契約を解除しても、永代供養料は還付しません。
4. 当寺は、申し込み者に対し永代供養受諾書と領収書を発行します。
5. 当寺は納骨後、春秋お彼岸、お盆に永代供養墓(圓寂)において読経供養いたします。
6. 遺骨は専用の納骨袋に入れ埋骨します。改葬、分骨等のご遺骨の返還はできません。
7. 永代供養契約者は当寺の檀信徒になるものではありません。よって管理費・会費・寄付などは徴収致しません。しかし、入檀を希望される場合はその限りではありません。
8. 動物の焼骨などは納骨できません。
9. 本規定にない事柄は、墓地管理者である当寺の住職の判断とします。